

長野市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備検討小委員会
要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例別表の1に規定する長野市公共施設適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）に条例第7条第1項に規定する部会等として置く長野市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び小委員会の委員その他小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 小委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の競技施設の整備計画に係る提言に関すること。
- (2) その他第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の競技施設に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3 小委員会は、委員10人以内で組織する。

2 小委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 検討委員会の委員のうち、検討委員会の委員長が指名したもの
- (2) 市長が委嘱する者

(任期)

第4 小委員会の委員の任期は、第2に定める任務が終了するまでの間とする。

2 第3第2項の規定は、補欠の小委員会の委員について準用する。

(委員長)

第5 条例第7条第2項の規定により準用する条例第5条第1項に規定する会長等として小委員会に委員長を置き、小委員会の委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6 小委員会の庶務は、総務部公有財産活用局公共施設マネジメント推進課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。